薬物 使用 等の罪を犯 した者に対する刑 の 一 部の執行猶予に関する法律案要綱

第一 趣旨

 \mathcal{O} 物 社会内に 使 期 この 用 間 等 法 中 おける処遇を実施することにより規制 の罪を犯し 律 0) は、 保護 観 薬物 察そ 使 た者に対する刑の 用等 0) 他 の罪を犯 0) 事 項 に つ した者が V て、 部の執行猶予に関し、 刑 再び 法 薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、 犯罪をすることを防ぐため、 (明治四十年法律第四十五号) その言渡しをすることができる者の 刑事 の特則を定め 施 設に おける処遇に引き続 るも のとすること。 範 囲 一 及 び 猶 薬 予

(第一条関係

第二

定義

和二十九年 に規定する覚せい剤、 含有する物を含む。) 和二十 規 制 五 年法律第三百三号) 薬物等」とは、 法律 :第七 十 一 であって同条の政令で定めるもの、 麻薬及び 大麻 号) 取 に規定す 第三条の三に規定する興奮、 向 締 法 精神 (昭 薬 るあ 和二十三年法律第百二十四号) 取 締 ん及び 法 (昭 和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬並び け しがらをいうものとすること。 覚せい 幻覚又は , 剤取締 麻 酔の に規定する大麻、 法 作用を有する毒 (昭和二十六年法律第二百五十二号) (第二条第 毒 物 物 及 及び び 劇 劇 項 にあへん法(昭 物 物 関 取 これ 係 締 法 らを (昭

薬 物 使 用等 7の罪」 とは、 次に掲げる罪をいうものとすること。 (第二条第二項 関 係

刑 法第百三十九条第一項若しくは第百四十条 (あへん煙の所持に係る部分に限る。) の罪 又はこれらの罪 0

未遂罪

- 大麻 取 締法第二十四条の二第一 項 (所持に係る部分に限る。) \mathcal{O} 罪 又はその未遂罪
- 毒 物 及 び 劇 物 取 締 法第二十四 条の三 \mathcal{O} 罪
- (四) (三) (二) 覚 せい 11 剤 取 締 法 第四十一条の二 第 項 (所持に係る部分に限 (る。)、 第 四 十一 条 の 三 第一 項 第 号若 しく は

第二号 ん施 用に係る部分に限る。) 若しくは第四十一 条の四第一項第三号若しくは第五号の罪又はこれ 5 \mathcal{O} 罪

 \mathcal{O} 未 遂

又

は

施

用を受けたことに係る部分に限る。)、

(五) 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締法 第六十 厄 条の二第 項 (所 持 に係る部 分に限り る。)、 第六十 . 匹 条 の三第 項 施施 用

第六十六条第

項

(所持に係る部分に限

る。)、

第六十六条

の 二

第 項 (施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。) の罪又はこれらの罪の 未遂 罪

 \mathcal{O} 未遂 罪

(六)

あ

W

法

第五

十

一条第

項

(所持に係る部分に限る。)

若しくは第五十二条の二第

項

の罪

又は

これ

5

0)

罪

第三 刑 0) 部 \mathcal{O} 執 行 猶 予 \mathcal{O} 特 則

薬 物 使 用 等 \mathcal{O} 罪 を 犯 した者が、 その 罪 又はその 罪 及び 他の罪について三年以下 の懲役又は禁錮 \mathcal{O} 言渡しを受け

た 場 一合に お 1 て、 犯 情 \mathcal{O} 軽 重 及び 犯 人の 境 遇そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 情 状 を考 慮 L て、 刑 事 施 設 に お け る処 遇 に 引き続き社 会内

に お 7 て Ł 規 制 薬 物 等 に 対 する依 存 \mathcal{O} 改善に資す る処遇を実施することが 再 び 犯罪 をすることを防ぐために

要で あり、 カコ つ、 相当であると認められるときは、 年以上五年以下の期間、 その 刑 の 一 部 \mathcal{O} 執行を猶予するこ

とができるものとすること。 (第三条関係

第四 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

第三の者に刑の一 部の執行猶予の言渡しをするときは、 猶予の期間中保護観察に付するものとすること。

四条第一項関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

ること。

(附則第一項関係)

一 この法律は、刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第

号)の施行の日から施行するものとす

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第二項関係)